

公開買付説明書の訂正事項分 (第3回)

2021年3月

ECM マスター ファンド SPV 2

(対象者：サンケン電気株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	ECM マスター ファンド SPV 2 (ECM Master Fund SPV 2)
【届出者の住所又は所在地】	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-1111、クリケット・スクエア、ハッチンズ・ドライブ、私書箱2681、コンヤーズ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド気付 (Conyers Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, PO Box 2681, Grand Cayman KY1-1111, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項ありません。
【電話番号】	該当事項ありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項ありません。
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 赤上 博人
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	(03) 6775-1000 (公開買付けの応募手続等に関するお問い合わせは、公開買付代理人（立花証券株式会社：フリーコール（0120）789-755）にお願いします。)
【事務連絡者氏名】	弁護士 牧 大祐
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ECM マスター ファンド SPV 2をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、サンケン電気株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注6) 本書の提出に係る公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1【公開買付説明書の訂正の理由】

2021年2月9日付で提出いたしました公開買付届出書（同年2月19日付及び同年3月3日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、対象者が2021年3月3日付で代表取締役の異動を決議し、同日付で代表取締役の異動に係る臨時報告書を提出したことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2【訂正事項】

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

③ 臨時報告書

6 その他

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

③【臨時報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を2021年3月3日に関東財務局長に提出

6【その他】

(訂正前)

<前略>

(3) アレグロ社株式の一部売却について

対象者が2021年2月3日付で公表した「米国子会社株式の一部売却に関するお知らせ」によれば、対象者は、2021年2月3日に対象者が保有するアレグロ社株式の一部（5.2百万株）をNasdaq市場で売却することを決定したとのことです。これに伴い、対象者のアレグロ社株式保有比率は約52%まで減少するものの、売却後も対象者はアレグロ社株式の過半数保有を維持するとのことです。上記の売却により、対象者は2021年3月期の個別決算において特別利益を計上する見込みとのことです。なお、上記は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

(3) アレグロ社株式の一部売却について

対象者が2021年2月3日付で公表した「米国子会社株式の一部売却に関するお知らせ」によれば、対象者は、2021年2月3日に対象者が保有するアレグロ社株式の一部（5.2百万株）をNasdaq市場で売却することを決定したとのことです。これに伴い、対象者のアレグロ社株式保有比率は約52%まで減少するものの、売却後も対象者はアレグロ社株式の過半数保有を維持するとのことです。上記の売却により、対象者は2021年3月期の個別決算において特別利益を計上する見込みとのことです。なお、上記は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

(4) 代表取締役の異動

対象者が、2021年3月3日に公表した「代表取締役の異動に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において現代表取締役である和田 節（わだ たかし）氏の代表取締役社長からの退任（なお、和田 節氏は取締役会長に就任予定とのことです。）と現取締役上級執行役員である高橋 広（たかはし ひろし）氏の代表取締役社長への新任について決議したとのことです。なお、上記については、2021年6月下旬開催の対象者の定時株主総会及びその後の対象者の取締役会決議において正式に決定される予定とのことで、就任日については当該定時株主総会日を予定しているとのことです。詳細については、当該公表をご参照ください。